

＜新型コロナウイルス感染症に関連した差別的取扱いに関する相談対応＞

	相談の概要	対応内容
①	新型コロナウイルス感染症に感染していたが、(入院の)勧告が解除されたにもかかわらず、医療機関にて診療拒否された。	医療機関へ事実確認を行い、助言を行った。
②	「親が新型コロナウイルス感染症が発生した医療機関で従事していることを理由に、感染リスクが高く、その子どもも感染しているおそれがあるとして、保育園は預かりを拒否してよいか。」と問合せがあった。	保育園に濃厚接触者の定義を説明し、当該医療機関と話し合うことを助言した。
③	医療機関にて院内感染が発生したこと理由に、感染症が広がっていない病棟を含め、施設全体の洗濯に関する業務委託を一時中止したいと申出があった。	申出があった会社に対し、説明を行い、当該医療機関と話し合うことを助言。対応が改善された。
④	医療機関に受診したところ、陽性患者が発生した別の医療機関を受診していたことを理由に、院外に出るよう指示された。	医療機関に事実確認を行い、濃厚接触者の定義を説明した。
⑤	新型コロナウイルスに感染し、療養後に社会復帰をした。完治したにも関わらず、通っている習い事教室から2週間程度来るのを止めてもらえないかと言われた。同じ教室に通っている他の方のことも考え、2週間程度自粛することとした。	話を聞いてほしいとのことであったため、傾聴して終了。京都地方法務局の人権相談窓口を紹介した。